

## 2 環境共生住宅の促進

環境共生住宅とは、地球環境問題や資源・エネルギー問題、住宅の質や居住環境の問題といった今日の住宅を巡る様々な状況に対処するために生み出された「住宅とその居住環境」に関する思想と手法の体系です。

鹿児島県においては、極めて多様で変化に富んだ地形と自然環境が特徴となっていることから、地球環境や資源・エネルギー消費のあり方等に加え、多様で良好な自然環境を保全・活用しながら、快適な生活環境の実現に向けた環境共生住宅のあり方を検討し、『かごしま環境共生住宅ガイドブック』を平成14年3月に作成しています。これを県のホームページで紹介することにより、広く情報の提供を行い、環境共生住宅の普及・促進に努めています。

また、環境共生モデル団地として整備された鹿児島市松陽台町のガーデンヒルズ松陽台において、「鹿児島県省エネルギー体験住宅」を平成23年4月にオープンしました。太陽光発電システムをはじめ家庭用燃料電池、LED照明等の省エネルギー設備や自然通風換気システムなどを備えた、誰でも気軽に立ち寄れるモデルハウスとなっており、体験を通じた環境共生住宅への取組の促進を図っています。

## 第4節 森林の整備・保全の推進

森林は、二酸化炭素の吸収や、再生可能で炭素の貯蔵機能等を有する木材の生産を通じ、地球温暖化の防止に向けた「低炭素社会」の実現に重要な役割を担っているほか、水源のかん養や山地災害の防止、保健休養の場の提供など公益的機能を有し、県民生活に深く結び付いています。

しかしながら、近年、県内の森林は林業経営環境の悪化や過疎化・高齢化等により、間伐等の森林整備の遅れやそれによる公益的機能の低下した森林の増加が懸念されています。

このようなことから、森林の有する多様な機能を高度に発揮させ、安全で潤いのある県土の形成に資するため、森林の適正管理に努めるとともに、県民が森林整備に参加しやすい体制を整備するなど、多様で健全な森林づくりを進める必要があります。

### 1 森林による二酸化炭素吸収源対策の推進

#### (1) 間伐や人工造林等の実施

森林による二酸化炭素の吸収・固定機能の維持・増進に資するため、「生き生き間伐推進5箇年計画（平成25～29年度）」に基づいた地域ぐるみの間伐（3,909ha）や人工造林（630ha）等の森林整備を実施しました。

#### (2) 木材の利用

県産材を使用したかごしま木の家づくりや、公共施設の木造・木質化を推進するなど、間伐材をはじめとした木材の利用を促進しました。

#### (3) かごしまCO<sub>2</sub>吸収量等認証制度

平成23年1月に創設した「かごしまCO<sub>2</sub>吸収量等認証制度」により、企業等が自ら行う森林整備活動に伴うCO<sub>2</sub>吸収量を認証し、企業や団体等における地球温暖化対策の取組を促進しています。

また、平成25年度から、新たに木質バイオマス利用によるCO<sub>2</sub>排出削減量の認証を行い、企業等における地球温暖化対策の取組を促進しています。

- ・かごしまCO<sub>2</sub>吸収量の認証 5件（250t-CO<sub>2</sub>）（平成28年度）
- ・木質バイオマスによるCO<sub>2</sub>排出削減量の認証 4件（526t-CO<sub>2</sub>）（平成28年度）

## 2 多様で健全な森林づくりの推進

### (1) 森林整備の実施

多様な森林づくりを推進するため、立地条件や地域特性を踏まえ長伐期林等へ誘導する施策を実施するとともに、森林資源の充実や森林の公益的機能の高度発揮を図るため、人工造林や下刈（1,275ha）等を実施しました。

### (2) 環境を育む企業の森林づくり事業

森林づくりへの参画を希望する企業に対し、企画・立案等の助言・指導を実施しました。

### (3) 環境の森林

「環境の森林」については、自然環境や公益的機能に配慮し、長伐期施策等計画的な森林の整備・管理を推進しています。

また、その特徴を生かし、森林ボランティア活動を活用した県民参加型の森林づくりを推進しています。（表1-10）

（※環境の森林…水源かん養及び山地災害防止機能の高度発揮が求められる森林のうち、管理不十分な森林について、その適正な整備・管理を図るため、県有化した森林）

表1-10 「環境の森林」面積（平成28年度末）

流域名	箇所数	面積(ha)
甲突川流域	13	133
川内川流域	6	71
万之瀬川流域	1	12
天降川流域	3	23
別府川流域	2	25
菱田川流域	1	11
大淀川流域	1	6
離島	1	356
計	28	637

### (4) 保安林

#### ① 保安林の充実

県民の生活環境や水資源の確保を図るため、特に重要な役割を果たしている森林については、水源かん養保安林等への保安林指定を行っています。

本県においては、地域森林計画に基づき、重要な水源林や山地災害危険地区を中心に、平成28年度末で私有林の14.3% 62,260haを保安林に指定しています。（表1-11）

表1-11 保安林指定実績（平成28年度）

保安林の種類	指定実績(ha)
水源かん養保安林	67
その他保安林	52
計	119

#### ② 保安林の整備

自然災害等によって機能が低下した保安林については、その機能の早期回復を図るため、治山事業を積極的に導入しています。（表1-12）

表1-12 治山事業実績（平成28年度）

事業名	施工実績	
	箇所数	面積(ha)
山地治山	55	4.21
山地災害総合減災対策治山	-	-
防災林整備	8	0.59
水源地域等保安林整備	7	11.45
計	70	16.25

### (5) 松くい虫や野生鳥獣による農林業被害の防止

松くい虫被害を防止するために薬剤の空中散布（898ha）、地上散布（151ha）、伐倒駆除等（10,621m<sup>3</sup>）を実施しました。

また、野生鳥獣による農林業被害を防止するために、有害鳥獣捕獲等を促進しました。